

## 第7章 安全・安心な暮らしの確保

### 【基本的な考え方】

高齢になっても、住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくため、高齢者や家族への相談体制の充実や成年後見制度の利用促進、虐待防止対策を推進するほか、日常生活の安全が確保されるよう、交通安全や防災対策、消費者被害防止対策、感染症対策等の取組を推進します。

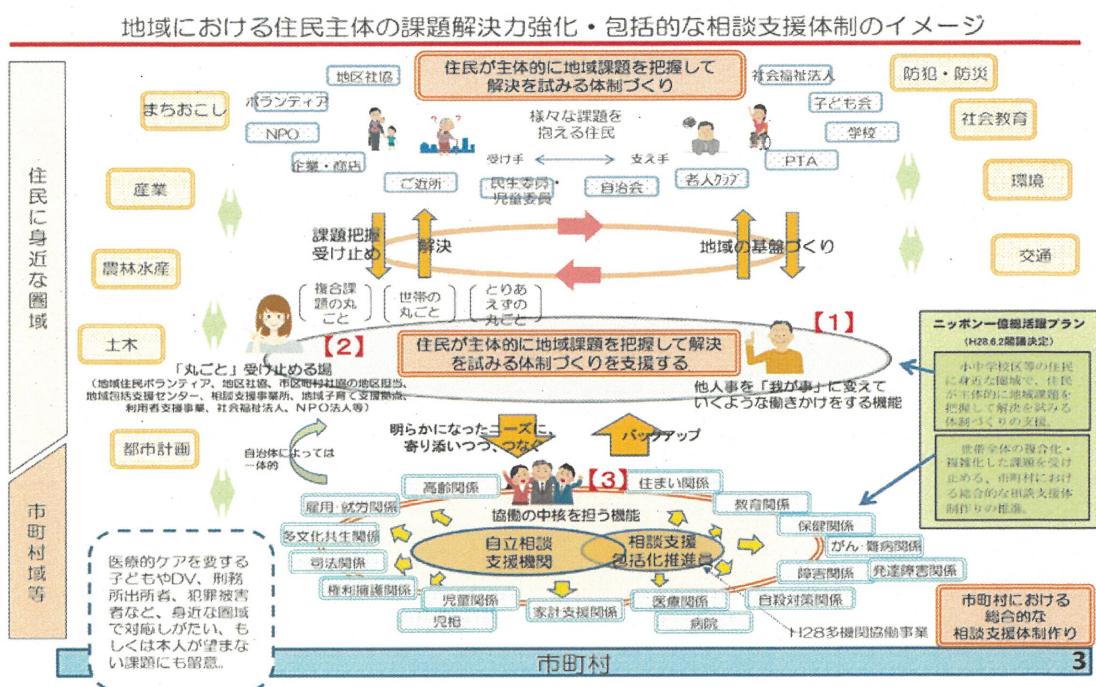
### 1 相談体制の充実

#### 現状と課題

- 地域包括支援センターは、地域の身近な相談窓口として、高齢者及びその家族等からの各種相談に適切に対応することが求められています。
- 認知症の人やその家族が抱える各種の心配ごとや悩みごとが複雑・多様化してきている現状を踏まえ、各種相談窓口の充実と相互の連携が求められています。
- 高齢者特有の事情として、慢性疾患等による継続的な身体的苦痛や社会や家庭での役割の喪失感、介護疲れ等によるうつ病が多いとされていることから、悩みやこころの健康に関する相談窓口が求められています。
- 市町には、「地域共生社会」の実現に向け、複合化・複雑化した課題を確実に受け止め、多機関との連携・協働により的確に対応することができる、包括的な相談支援体制の構築が求められています。

#### 施策の方向

- 地域包括支援センターの職員の資質向上のための研修を充実し、その資質向上を図り、各種相談への対応能力の向上に努めます。
- 認知症の人やその家族に対して、認知症の知識や介護技術の面だけでなく、精神面も含めた支援ができる認知症介護の専門家や経験者等が対応する電話相談事業を実施します。  
また、若年性認知症の人やその家族を対象とした相談窓口を設置し、自立支援に関わる関係者ネットワークの調整を行うことにより、居場所づくりや就労・社会参加支援等を推進します。
- 悩みを抱えたときに、すぐに相談できるよう県健康福祉センターや精神保健福祉センターにおける、こころの健康に関する相談窓口の周知を図ります。
- 地域共生社会の実現に向け、包括的な相談支援体制の中核を担う人材育成や多様な機関・職種のネットワーク化等の取組を通じて、市町が主体となった包括的な相談支援体制の構築を促します。



## 2 成年後見制度等の利用促進

現状と課題

- 判断能力に不安のある高齢者等が、成年後見制度等の事業や制度を円滑に利用できるよう、周知及び利用促進を図っていく必要があります。

## 施策の方向

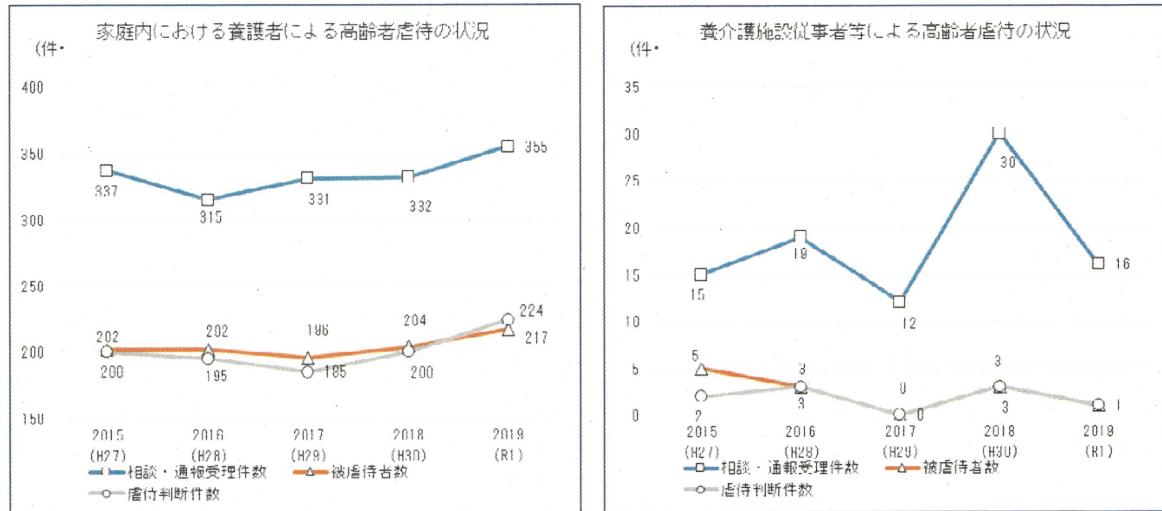
- 国において策定された「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく中核機関設置等に向けた市町の取組を支援するとともに、制度利用に当たってその費用を負担することが困難な方に対して、申立費用や後見人等の報酬の助成を行う「成年後見制度利用支援事業」等、利用促進に向けた取組の周知を図ります。
  - 認知症等により判断能力が不十分な高齢者等を法律面や生活面で保護・支援する成年後見制度の周知を図るとともに、市町における「市民後見人養成事業」に対する支援や市町社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」に対する支援を関係機関と連携して進めるなど、成年後見制度の利用を促進するための体制整備を進めます。
  - 判断能力が一定程度あっても十分でない高齢者等が地域で自立した生活を送れるよう、とちぎ権利擁護センター“あすてらす”が行う「日常生活自立支援事業（福祉サービスの利用や金銭管理等の援助、預金通帳・印鑑等の預かり等）」の利用促進に努めます。

### 3 高齢者虐待防止対策の推進

#### 現状と課題

- 高齢者虐待防止法の趣旨や相談窓口の周知は進んでいますが、今後、高齢者がますます増加することから、高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応を促進するため、引き続き、県民に広く普及啓発を行うとともに、地域におけるネットワークの構築を支援していく必要があります。
- 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、市町及び地域包括支援センターの職員の虐待対応に係る実践力向上を支援していく必要があります。
- 高齢者施設・事業所における高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、施設等の職員の人権意識の一層の高揚に取り組むとともに、高齢者施設等における虐待防止体制を強化していく必要があります。

栃木県における高齢者虐待の状況

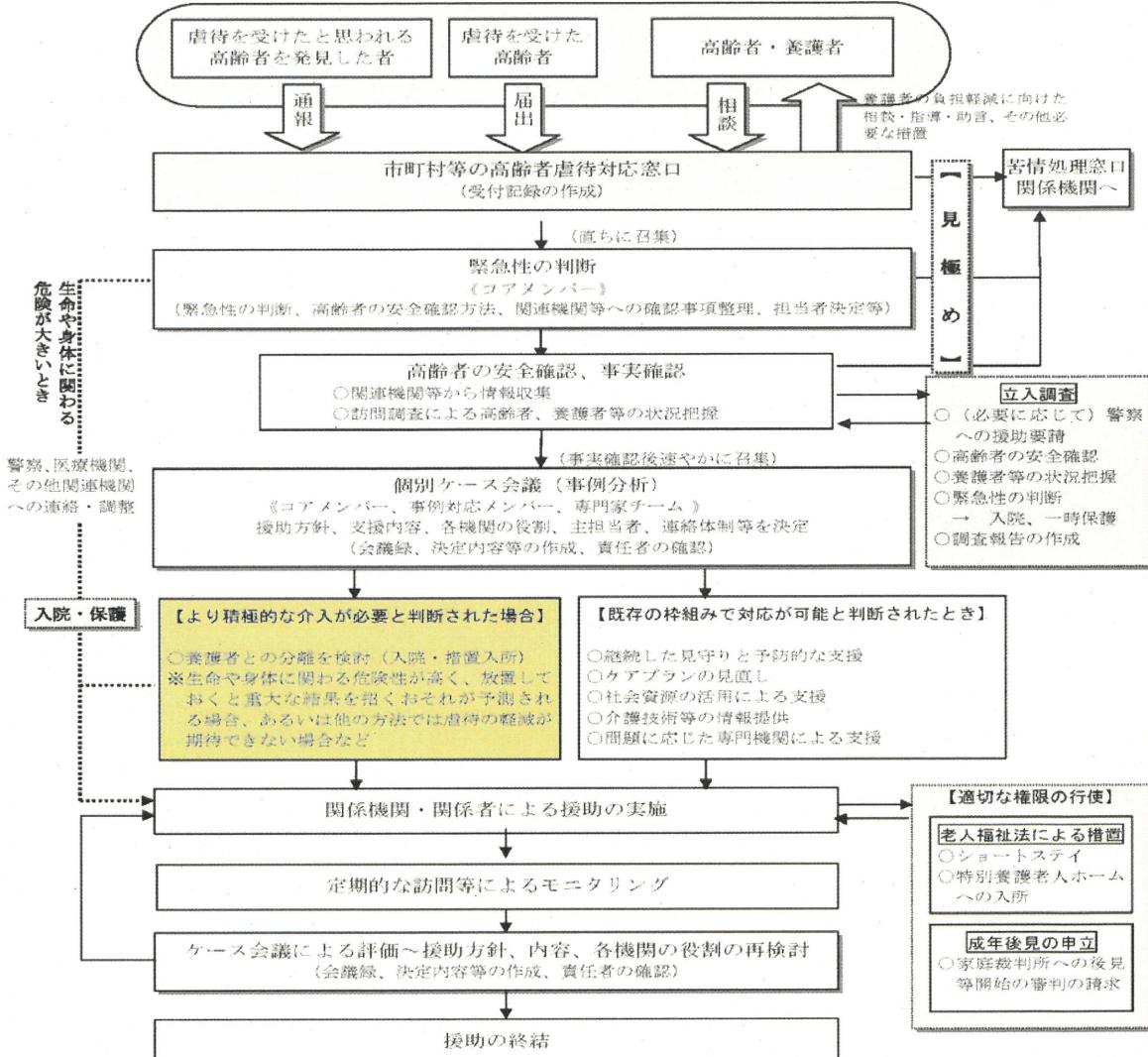


【県高齢対策課調べ】

#### 施策の方向

- 高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。
- 市町及び地域包括支援センター職員の虐待対応力の向上を図るため、引き続き、(一社)栃木県社会福祉士会との共催による「高齢者虐待対応（初級・フォローアップ）研修」を実施していきます。
- 高齢者施設等の管理者をはじめ、介護・看護職員等に対し、高齢者虐待防止法の周知を図るとともに、身体拘束廃止のための研修等を実施します。

## 家庭内における養護者による高齢者虐待への対応手順



## 4 日常生活の安全・安心対策

## (1) 消費者被害防止対策

## 現状と課題

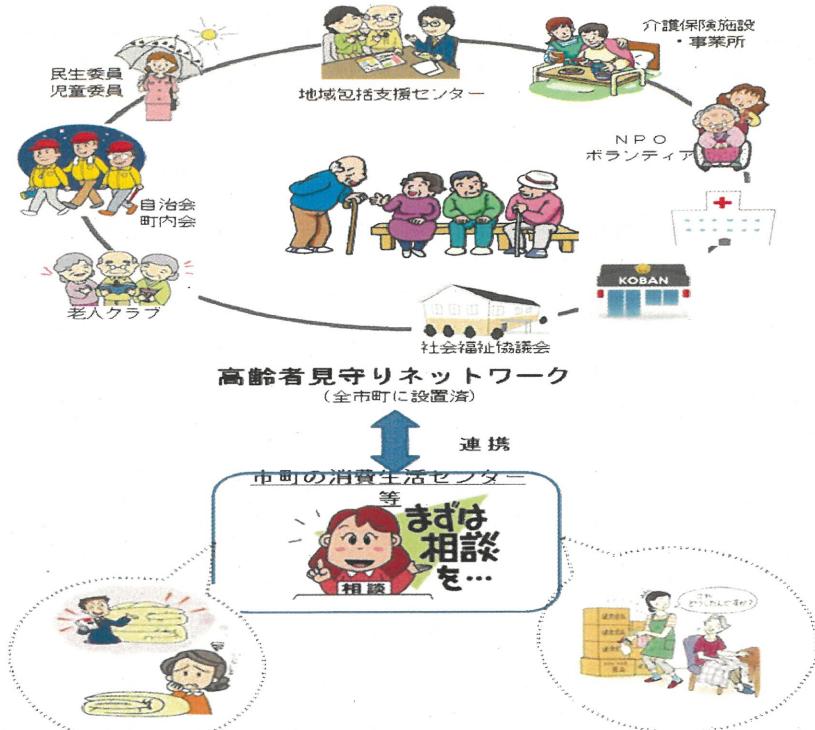
- 近年、単独もしくは夫婦だけで暮らす高齢者世帯が増える中にあって、高齢者を狙った消費者トラブルが後を絶たず、消費生活センターに寄せられる 60 歳以上の苦情相談は、全体の 4 割を超える比率で推移しています。
- 一人暮らしや日中一人で過ごすことが多いことから、訪問販売や電話勧誘販売等に関する消費者トラブルに遭遇する機会も多く、また、過去に被害に遭った高齢者が狙われて、再度被害に遭ってしまうケースもあります。
- 高齢者本人が被害に遭っていることに気づかない、又は、被害に遭っても誰にも相談しないという特徴があり、本人からではなく周囲の方からの相談により被害が表面化する傾向があります。

- 高齢者の消費者被害を防止するためには、当事者に対する啓発活動に加え、家族や地域住民、福祉事業者や行政等、地域社会全体で高齢者の見守り活動を行う体制を作るなど、高齢者の消費者被害防止対策が求められています。

### 施策の方向

- 地域において消費者被害防止の観点からの見守りが行われるよう、市町に対して、地域の福祉関係者を中心に設置された高齢者見守りネットワークへの市町消費生活センターの積極的な関与を働きかけるとともに、消費者安全確保地域協議会の設置を推進します。  
また、高齢者見守りネットワークの構成員となっている事業者団体等に対して、消費生活に関する情報を提供します。
- 消費者団体等と連携した消費者講座を開催し、演劇やクイズ、分かりやすいパンフレットを使って悪質商法の手口や対応方法等についての啓発を行うとともに、県、市町の消費生活センターの役割や業務、消費者ホットライン（局番なしの188番）等を周知し、消費者被害の防止に努めます。
- 悪質商法等の消費者被害に遭ってしまった方に対して、県、市町に設置された消費生活センターにおいて苦情相談に応じ、今後の対応方法等の助言を行うとともに、必要に応じてあっせんを行い、解決に向けた支援を行います。
- 国や市町、警察と連携し、特に悪質な事業者については、厳しく指導等をするなど、被害の拡大・再発を防止します。

### 「高齢者の消費者被害防止連携強化事業」のイメージ



## (2) 交通安全対策

### 現状と課題

- 高齢者の交通事故死者数は、近年減少傾向で推移している一方、交通事故死者総数に占める高齢者の割合は、50%以上で推移しており、平成元（1989）年の22.5%と比較して大幅にその割合が増加しています。また、高齢者が加害者となる交通事故の発生割合も、年々増加傾向にあります。
- 今後、超高齢社会の進展に伴い、高齢者が当事者となる交通事故の割合も一層増加することが懸念されており、高齢者の交通安全に対する意識改革を図るための交通安全教育や啓発活動等をさらに推進する必要があります。
- また、高齢ドライバーによる交通事故の割合が年々増加していることから、運転免許証自主返納の促進や安全運転サポート車の普及促進等、様々な観点から高齢ドライバーによる交通事故の防止に取り組んで行く必要があります。

### 施策の方向

- 高齢者自身に加齢に伴う身体機能の変化を認識・理解してもらい、運転行動の改善を促すとともに、高齢者以外の県民にも、高齢者の行動特性を理解して交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践されるよう、「参加・体験・実践型」の交通安全教育等を実施します。また、夜間の交通事故防止に効果的な反射材用品についての理解・利用の促進を図ります。
- 自転車も「車両」の仲間であることを理解してもらうとともに、交通ルールを守った運転の徹底と利用時における自転車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等の普及促進を図ります。
- 高齢者保護意識の醸成を図るとともに高齢者自身の安全行動を促すため、各季の交通安全県民総ぐるみ運動等を展開するほか、すべての運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識の普及と標識を取り付けた自動車の保護について、広報啓発を推進します。
- 高齢者の交通事故を防止するため、市町や警察、関係機関・団体、老人クラブ等の高齢者団体等と連携し、県民一人ひとりに交通安全意識の浸透を図るための施策を推進します。
- 運転免許証の自主返納に関する県民への啓発や機運醸成を図るため、市町や地域における自主返納者支援情報の提供や支援の充実を図るとともに、関係機関等と連携して安全運転サポート車の普及促進に努めます。

### (3) 防災対策

#### 現状と課題

- 避難行動時に要配慮者を安全に避難所まで誘導するためには、市町が避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域の特性や実情を踏まえ、関係機関と事前に協議を進め、避難行動要支援者一人ひとりの個別計画を定める必要があります。
- 国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」では、災害発生時における高齢者や障害者等の特別な配慮が必要な避難者の受け入れ先として、要配慮者が安心して避難生活ができる人員体制やバリアフリー設備を有した福祉避難所を市町が指定し、確保することが求められています。
- 市町や住民組織により行われている見守り活動等は、災害時の個別支援にも役立つことから、こうした取組をさらに広げていく必要があります。
- 災害時においては、被災高齢者等の安全で安心な生活環境の確保及び老人福祉施設等の安定的な運営が求められています。
- 施設等においては、非常災害に備えるため、周辺の地域の環境及び入所者の特性を踏まえ、入所者等の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定するほか、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める必要があります。

#### 施策の方向

- 市町における避難行動要支援者名簿の整備及び避難に係る個別計画の策定が促進されるよう、市町福祉部局や社会福祉協議会等を対象とした研修会の開催等により、市町の取組を支援します。
- 災害時において、要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、災害福祉支援チーム（栃木D W A T）をはじめとする保健医療福祉チームの体制を整備するとともに、市町における福祉避難所確保の取組を促進します。
- 災害時の個別支援にも役立つ高齢者の見守りマップや見守りキット、G P S装置等の活用等、市町が行う取組を支援します。
- 老人福祉施設等の業務継続に向けた取組の強化を図るとともに、平成25（2013）年に締結した（一社）栃木県老人福祉施設協議会、（一社）栃木県老人保健施設協会及び（一社）栃木県認知症高齢者グループホーム協会との災害時基本協定に基づき、被災高齢者等の一時受入れや、介護職員等の派遣等について、応援・協力体制の構築を推進します。
- 施設等に対し、計画の策定や関係機関との連携、円滑な避難誘導の体制の整備等について、指導を行います。

## (4) 感染症対策

### 現状と課題

- 高齢者施設等においては、感染症に備え、日頃から感染症対策委員会を開催し、その結果を職員に周知するとともに、感染症の予防とまん延防止のための研修や訓練を定期的に実施する必要があります。
- 高齢者施設等において、感染防護具、消毒液その他感染症対策に必要な物資の備蓄・調達等の体制を整備する必要があります。
- 新型感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続して提供されるよう、事業所間における職員の応援体制の構築が求められています。また、在宅要介護高齢者の生活に支障が生じることがないよう、必要な支援を行うことが求められています。
- 市町や住民組織により実施されている介護予防や生活支援に関する取組、見守り活動等を、感染発生時にも、新たな生活様式に留意しながら継続していく必要があります。

### 施策の方向

- 高齢者施設等に対し、感染症対策委員会の開催や職員研修、訓練の実施について、確認及び指導を行います。
- 高齢者施設等に対して、日頃から、感染防護具、消毒液その他感染症対策に必要な物資の備蓄の重要性について普及啓発するとともに、感染発生時においては、必要に応じて、感染防護具や消毒液等の配布に努めます。
- 新型感染症の発生時に備え、関係団体の協力を得ながら応援職員の派遣体制を整備するとともに、高齢者施設等に周知し、応援職員派遣体制への参加を促します。また、新型感染症による入院等により介護者が不在になった場合でも、県、市町及び高齢者施設等が連携し、在宅要介護高齢者の生活を支援します。
- 介護予防や生活支援に関する取組、見守り活動等が、新しい生活様式等を踏まえ、感染発生時にも継続していくことができるよう、市町等に対して、参考となる事例紹介や必要な情報提供を行います。

### 【評価指標】

項目	現状値	目標値
包括的支援体制の構築に取り組む市町数	8市町 (2020年)	16市町
成年後見制度に係る中核機関設置市町数	2市町 (2020年)	14市町